

令和7年 第3回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和7年3月25日（火） 午後1時00分～午後3時11分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 （17人）

出席者	1番	宇佐美幸雄	2番	山田 茂	3番	竹内 佳重
	4番	須藤 克美	5番	宮口 太郎	6番	井上 豊
	7番	芝崎 篤子	8番	眞砂 幸光	9番	神宮 俊夫
	10番	戸塚 勉	11番	橋本 一男	12番	武井 洋一
	13番	田中 正明	14番	中山 範雄	15番	金井 亮
	16番	伏田 再子	17番	丸山 征二		

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
日程第 7	議案第5号 農業委員会事務局職員の任免について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 恭義	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	真下 貴光	農地係	中嶋 圭
庶務係	遠間ゆかり		

会議の概要

議 長 ただいまから令和7年第3回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、17名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、6番井上豊委員・12番武井洋一委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。
次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。
令和7年2月25日開催の第2回総会で許可相当の議決案件、農地法4条関係7件、5条関係15件につきましては、令和7年3月17日付で許可書を交付いたしました。
群馬県農業会議の12回常設審議委員会が3月17日に前橋市のJ Aビルで開催され、丸山会長が出席しました。
終了後に令和6年度第2回理事会が同所で開催され、丸山会長が出席しました。
令和6年度市町村農業委員会会長・事務局長等会議が3月24日に開催され、丸山会長が出席いたしました。
また、令和7年第1回安中市議会定例会が2月26日から3月21日の間開催されました。一覧のとおり報告が2件、承認が1件、議案が72件、請願が1件提出され、議案の全てが採択されました。
報告は以上となります。

議 長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。
令和7年3月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。
議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページから3ページ記載の5件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。
以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
本案について意見のある方はお願いします。
2番。

2番委員 2番です。議案第1号、農地法第3条の3番です。これは事業の延長で、計画どおり、約束どおりにしていただければ問題ないと思われます。

議 長 5 番。

5 番委員 5 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条関係の 2 番の案件でございます。現地を確認したところ、新規就農でございますが、もう既にいろんな野菜を作っている。今日、来るとき見たら、ちょうど女性がいて作業をしていました。近所の方に聞いたら、問題ないでしょうということでもありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

1 5 番。

1 5 番委員 1 5 番です。農地法第 3 条の 1 番と 4 番です。1 番は、県道に面しているところの脇で、特に大きな問題はないと思います。

それと 4 番ですが、4 番は〇〇さんが大々的にキウイを栽培しようというところの一角ですね。一角といいますか、全体としては群馬県の農地中間管理機構でやられているところの一番西の端というところで、特に問題はないかと思うのですが、現地へ行ってみると、大分収穫のケースが散らかっていたり、使わなくなった、壊れたような農機が放っぽってあったり、あとコンニャクを作っていたわけですが、コンニャクの消毒の空き缶が散乱していたり、今あまりよろしくない状況ですが、そんなのも片づけてやれば特に問題ないかと思っています。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

6 番。

6 番委員 6 番です。議案第 1 号、3 条関係の 5 番です。受け人のほうの農園は、大きく事業を展開している農園でございますが、渡し人の方は、〇〇に入っているもので、なかなか農家はできないということで、受け人の機械の所有状況から見ても問題ないと思いますので、参考にしてください。よろしくお願いします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 1 号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番と2番の2件、2班に3番の1件、3班に4番と5番の2件、以上合計5件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和7年3月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書4ページ記載の3件です。受理した申請書は、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

意見のある方はお願いします。

3番。

3番委員 3番です。議案第2号、農地法第4条の2番です。この場所について確認したところ、西側は宅地、南側は一部宅地で、東側に農地があるのですが、問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議 長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。

議案第2号の1番と3番になります。1番は、先ほど事務局が説明したように、相続して始末書を添付しております。周辺農地への影響もないと考えられます。3番につきましては、周辺は全て自分の土地になります。周辺農地への影響もないと考えられますので、審議の参考をお願いいたします。

ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したい

と思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番の1件、3班に3番の1件、以上合計3件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 3月19日に実施されました申請面積1,000平米以上及び営農型太陽光発電用地案件に係る5条申請10件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和7年3月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書

令和7年3月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書5ページから8ページ記載の19件及び議案書9ページ記載の計画変更1件の計20件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

5番。

5番委員 5番です。議案第3号、農地法第5条関係の1番と7番でございます。これは〇〇の案件でございますが、先日見に行ったところ、両方とも畑にもう太陽光が既にできておるということで、やむを得ない案件だと思っております。

それと、14番と18番、19番が〇〇の案件でございます。14番につきましては、〇〇に〇〇という〇〇の会社がありまして、そのすぐ西側の畑でございいます。周りに影響はないと考えていますので、よろしくお願いいたします。

18番、19番は、やはり〇〇で、〇〇さんという〇〇さんのすぐ東側になりますが、その辺も大きな畑はなく、周りの畑に影響ないと考えますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の12番と15、16番です。12番は、先ほど3条で申し上げたとおりです。呼び出ししてあると思いますので、よく聞いてみてください。

それと、15、16番は窪地の田んぼで問題ないかと思われますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第3号、農地法第5条の6番、8番、9番、11番です。6番につきましては、道路に面して、東側に宅地があったり、周辺農地への影響は問題ないと思います。

8番、9番につきましても、3種農地ということで、特に問題ないと思います。

11番につきましては、南側が山林で非常に日当たりが悪く、以前から耕作されなかった土地で、特に問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

議長 ほかにありますか。

6番。

6番委員 6番です。議案第3号の5条関係の3番と4番と17番。まず、3番ですけれども、これは現状を見に行きましたが、なかなか耕作するのは難しいので、周りの農地には影響ないのでよろしくお願いします。

それから、4番はもう数十年来これ雑木が出ておりまして、渡し人の方はしょうがないと、そんなような感じでございます。よろしくお願いします。

それから、17番、住宅を購入の予定で隣がちょうど空き地になっておりまして、露天の駐車場ということで、周りが住宅でございますので、全く問題ないと思いますので、よろしくご審議願います。

議長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第3号、農地法第5条の5番と13番です。5番に関しまして

は、敷地の一部 3. 5 2 平米分の許可申請となっているので、現地確認しましたが、特に問題ないと思います。

1 3 番に関しましては、周辺の宅地化が進んでおりますので、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

1 5 番。

1 5 番委員 1 5 番です。議案第 3 号、農地法 5 条の 1 0 番です。1 0 番は、西側はもう既に太陽光が設置されていまして、東側は空き地になっております。アプローチの道も比較的広い道が家の間に通っておりますので、特に問題ないかと思えます。よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

1 7 番委員 なければ 1 7 番から。

議案第 3 号の 2 番になります。こちらは 3 種農地でもありますし、周辺は全て宅地化された宅地となっております。周辺農地への影響はないと考えられますので、ご審議の参考にお願いします。

ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 3 号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 1 番から 6 番の 6 件、併せて計画変更 1 番の計 7 件、2 班に 7 番から 1 3 番の 7 件、3 班に 1 4 番から 1 9 番の 6 件、以上合計 2 0 件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わり次第再開とします。

(休憩午後 1 : 3 4)

(書類審査)

(再開午後 1 : 5 4)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第 1 号、農地法第 3 条関係の 3 番と関連する議案第 3 号、農地法第 5 条関係の 1 2 番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、議案第 1 号、農地法第 3 条関係の 3 番と関連する議案第 3 号、農地法第 5 条関係の 1 2 番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第 1 号 3 番案件及び議案第 3 号 1 2 番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

3 番ほか申請者 皆さん、お世話になります。〇〇株式会社〇〇の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

3 番ほか申請者 有限会社〇〇、〇〇の担当の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

3 番ほか申請者 それでは、すみません。本日、農地法第 3 条 1 項の規定による許可申請書と農地法第 5 条 1 項の規定による許可申請書のほうで、営農型太陽光の更新ということで申請のほうをさせていただいております。

まず、農地法第 3 条、地上権を設定したいので、農地法第 3 条の第 1 項の規定により許可を申請します。譲受人、〇〇株式会社で、所在は〇〇、太陽光発電事業及び電力販売事業を行っております。譲渡人ではありますが、〇〇ほか 7 名の方でございます。筆が安中市〇〇、畑、8 2 8 平米ほか 2 7 筆で、合計が 2 万 3, 1 9 5 平米となっております。

こちらにつきましては、圃場のほうでフキとカボチャのほうを栽培する計画になっております。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書でございます。こちらは、賃貸借権を設定したいので、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可を申請します。こちら譲受人が〇〇株式会社で、譲渡人が〇〇ほか 7 名でございます。それで、転用の目的としまして、一時転用で営農型太陽光発電用地でございます。賃貸借で、権利の設定、移転の期間、令和 7 年 4 月 1 6 日から令和 1 0 年 4 月 1 5 日、3 年間の申請でございます。土地につきましても、農地法第 3 条と同様でございます。合計面積が 2 万 3, 1 9 5 平米のうち、一時転用面積が杭の部分としまして 1 1 8. 7 9 平米でございます。転用の事由の詳細でございますが、譲受人、現在該当土地にて会社関係の有限会社〇〇と協力し、ソーラーパネル

の下、営農を実施しております。その該当土地で太陽光発電事業及び電力売電事業を継続したいため、一時転用の申請を提出いたします。更新申請になります。譲渡人、私は〇〇株式会社の要望をかなえたいため、申請いたしますということで、この圃場につきましては、地権者の方も県外の方もいたり、農業をやっていらっしゃる方が大半を占めておりまして、今後も営農型太陽光として利用いただきたいというところがございます。建築面積につきましては、118.79平米ということで、これが杭の面積で、一時転用の面積でございます。主要面積が2万3,195平米でございます。経費につきましては、記載のとおりでございます。資金の調達方法につきましては、自己資金で調達のほうを行います。

あと、転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要でございますが、申請土地の周辺は、他の耕作者の農地となっております。風の状況を確認しながら防除を行うなど、農作物など影響を及ぼさないように注意して営農を行いたいという内容の申請でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

9番。

9番委員 9番です。ご苦労さまです。営農型太陽光発電整備をやっている会社に来ていただいて、ありがたいですけれども、ただこの前も申し上げましたけれども、管理状況というのですか、網が直っていないとか、フキもこの前、見に行っただけですけれども、思ったほどはなく、もう少しみんなが見ていい管理しているなという、そういうことを言ってもらえるような営農型太陽光発電にしていだきたいと思います。要望なのですけれども、お願いします。

3番ほか申請者 すみません。フキにつきましては、農業委員会事務局さんのほうに追加の資料ということで23日に収穫した写真のほうをやりまして、フキのほうは出荷のほうをこれから行っていくということで、今年につきましては2月の低温、また3月の雪ということで、気温の低下、あと地温の低下によりまして、芽吹いてくるのが例年より1か月以上遅れているような状況でございます。ここに来て二、三日前から気温のほうが上がりがちで、一気に始めているということで、フキノトウにつきましてもこれから収穫を行って出荷し、フキもそれから出てくるというようなところでございます。

前回、農業委員様が巡回に行った際は、まだ暖かくなる前だったので、ほとんど出ていなかったというふうにこちらも承知しておりますので、今のところ毎日現状のほうを確認して、フキノトウを取るタイミングというところで見計らっているところでございます。

以上でございます。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。今日のご苦労さまです。それで、今回で3回目の更新ということですね。収量報告を見ますと、フキがいわゆる基準の30%しか収穫されていない。カボチャは約70%。フキですね、写真が確かに撮られているのですが、どこでどういうふうに撮ったのだから位置もはっきりしないですし、何かいわゆる書類としての報告書にはなっていないような気がするのですが、いずれにしても基準の収穫量を満足してもらわないと、この農業委員会としてもまずいわけですね。毎回これを繰り返しているという、何か何のために農業委員会やっているのだから分からない、そういった状況かと思うのですが、確かにほかの地域でもやられていて、そっちは前回のヒアリングのときは、ほかのところは成績いいのだといったようなヒアリングを私は記憶しているのですが、それだったらなおさらのこと、もうちょっと頑張ってもらいたい。要望です。

以上です。

3番ほか申請者 フキにつきましては、前年、獣害でイノシシ、また鹿ですね。先日も鹿の痕跡のほうがありまして、それで獣害対策のほうをもっと強化しないとならないというところで、道路際にはフェンスが張ってあるのですが、イノシシのほうですね、特に悪いことをするのが。それにつきましては、電柵のほうを張って対応して、8割収量の要件をクリアできるように取り組んでいきたいというところでございます。よろしくお願いいたします。

議長 ほかには。

2番。

2番委員 2番です。ご苦労さまです。私、田んぼへ行くのによくお宅の太陽光のそばを通っているのです。時期によれば毎日通っています。水を見に行ったり何なり。秋の収穫のところまではほとんど1週間に2回、空けずに通っているのだけれども、年々何だか知らない、カボチャを見ていると、最初は、ああ、なってい

るなと思ったのですが、それもほとんど収穫されていない。最近は、去年か、見ていて、ほとんど木が育っていない状態なのですよ、見ています。あの通りを見ています。ああ、植えているなと思って、前は全体に繁茂していたのだけれども、だんだん、だんだん伸びる度合いがうちばになってしまって、これだと非常に困るのですよね。先ほど農業委員会どうこうって。確かに農業委員会でそれでは非常に困るのです。だから、できるだけそれは改善してもらわないと非常に困ります。

それともう一つ、さっき電柵と言っていましたけれども、あれ確かに最初電柵してあったのが切れました。メンテナンス全然していなくて、もう切れたら切れっ放し、両方そう。それで、水なんかもそうなのだけれども、道のところに水が入るといので、前の借りていた地主さんは、わざわざ土手を上げておいて側溝のほうに流すように工夫していた。それ工事するのに当たってみんなそれ崩してしまったから、雨降った水が全部畑、もともと田んぼのところもあるのですけれども、そういう状態で使っているのだから、そこもきちんと改善しないとみんなぐちゃぐちゃになってしまってどうしようもないと思うのです。最初の工事、そのときから見ているから、よく分かるのです。材料を置くと、だーっと引きずってしまって、わざわざ前の地主さんがやっていたあれが、土坡崩してしまったから、それだともう下の品物がもう言わずと知れてよくないです。そんなことなので、それも改善してもらったほうがいいと思います。

3 番ほか申請者 排水につきましては、農業委員さんのほう、おととしに、中にちょっと堀をやりまして、水がたまらないように。あそこはもともと湿地帯で、上の段も水がしけて、トラクターも入ってしまうようなところだったものですから、その対策としては溝でそこにたまるように、一時貯留するようにシートのほうを張って水を掘って工事、私もそれ担当したので、そういう対策をしました。でも、やっぱりじゅくじゅくしてしまうというところですので、さらにそういうことについては水はけをよくしていくという。もともと田んぼの場所もありますので、そういうところは対策を講じていって、作物が、肥えた作物ができるようにというふうにしたいと思います。

電柵のほうにつきましては、〇〇のほうでこれから答弁いたします。

3 番ほか申請者 ご指摘のとおり、電柵のほう、除草作業ですとかで断線してしまいまして、復旧のほうが終わっておりませんが、これらのほうを早急に復旧を図っていきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

また、ご指摘のありました獣害がありましたけれども、確かに道沿いのほうにはフェンスあるのですけれども、外周部、特に張っている箇所の高さですとか本数自体少なかったのかなという反省点あります。そちらのほうを特に強化してできればと。すみません、検討中でございます。

議 長 ほかに。

16番。

16番委員 16番です。今日はお疲れさまです。先ほどからお話伺っていると、具体的な内容は一つないのです。雨水対策、排水対策、このように持っていきたいという内容がないし、では電柵直す、いつ頃、誰が直すのか、そういう具体的なことが一つ今のお話ではなかったかなと思うのですけれども、それについてはどうお考えでしょうか。

3番ほか申請者 排水につきましては、雨季になる前、6月、梅雨入りに排水のほうの溝掘り、また水道のほうをやっていくというところになります。やるのは弊社のそういう美化班というのがございまして、そういうので圃場のほうの整備のほうをしている班がありますので、そこで実施いたします。

電柵につきましては、〇〇のほうで。

3番ほか申請者 電柵ですけれども、現在予定していきますけれども、すみません。まだ計画中ということでございます。実際の人員の手が、空きというのでしょうか、出てきますのが収穫とカボチャ作付が終わっての7月、8月になってきます。主に獣害のほうが起きていたのがカボチャ収穫時期の9月以降という認識でありますので、その前までに強化のほうができればというふうに考えております。

議 長 ほかに。

8番。

8番委員 少し農業をやっていますが、お聞きしますけれども、平成28年から許可をもらって営農型でやっていると言っていると話を聞いていますと、フキがどうのこうのとか、電柵がどうのこうのというのは28年当時からそういう問題は発生しているのだと思いますので、先ほどフキノトウか何かをカップに入れたのを見せたようなのですけれども、それは一般市場で販売しているのですか。

3番ほか申請者 こちら〇〇のほうで収穫しておりまして、グループ系列の〇〇、首都圏が主にですけれども、のほうに出荷のほうを行っております。

8番委員 首都圏を主に。ちなみに、大変つまらない話ですけれども、今、1パックを幾

らで売っているのですか。

3 番ほか申請者 100gが200円なのですけれども、こちら収穫したばかりですので、約200gになります。旬にもよってきますけれども、今は大体400円ぐらいとなっております。

8 番委員 ○○という話ですから、いろいろなルートはあるのでしょうかけれども、正直フキノトウを出荷している農家の人は、そんなおぼけみたいな大きいやつは出しません。出せません。受付になりません。ですから、あとは先ほど話ししましたけれども、フキのところを鹿とかイノシシにかきまわされたという話がありました。あまり私の体験上は、フキノトウは鹿とかイノシシは口にしないと思います。ワラビとかミョウガとか、そういう根のものは食べるのですけれども、フキは苦いものですから、そういったものは食べない。

電柵が全てではなくて、例えばそのところを全部ガードで、網のガードがありますよね。アニマルネットというのかな、ああいったものでもきちんと張ってあれば、十分利用はできると思います。電柵は、動物というのは、イノシシなんかは下から入ろうとしますから、どうしても線を切ってしまうのです。みんな大きいイノシシではないです。小さいイノシシもいますから、それを切ってしまうので、一回断線してしまうと、全部電気が回りませんから、自由に出入りできるようになりますから、先ほど農業委員の人が言ったように、付近を見回りをきちんとしないとそういった対策はできないと思うので、28年からやっているわけですから、もう少しきちっとした資料を出すなり、もうちょっときちんとした対応を、この場で話をしてほしかったと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

3 番ほか申請者 今の鹿とイノシシについては、フキは食べるわけではなくて、圃場をかき回していくと。踏み荒らしていくというところで、鹿のほうのふんもこの間、圃場にありましたので、入っているというのが確認できたというところでご報告させていただいております。

今、委員さんがおっしゃったアニマルネットも大変参考になりまして、電柵だと一発切れれば全線替えなくてはならないそのルートというのがございますので、またアニマルネットもちょっと下まで張って、ちょっと草刈りのときに管理はしづらいのですけれども、その辺も考慮して、どちらが有効的かというところでさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。

どうもご苦労さまです。先ほどから委員さんから厳しい声が上がっていると思うのですけれども、先月もお越しいただいて、先月の案件に関しては3年間の許可を出したところでありますが、ここに関して言いますと今回3回目の更新ということで、3年前はいらっしゃいましたっけ。

3番ほか申請者 3年前、来ましたかね。

17番委員 いらっしゃいました。3年前の議事録を見ましたところ、3年前はフキがほとんど壊滅してしまっていて、植え直すと、定植するという約束をされています。議事録の中に残っています。3年前の約束では、その3年間の間に収量を8割にできるようにやるという答弁も残っております。それが現状を今見ますと、先ほど15番委員が言ったようにフキが3割から4割程度、カボチャがおおむね7割程度、フキに関しては3割程度ということで、これはもうほとんど収穫ができていないようなものですよね。直近の写真で、これはアップで撮っているからどうにでも、全体図ではないので、こんなにフキが出ているという写真がありましたけれども、この程度のフキの数では、ここがフキで埋まらないよね、夏になってもね。これはやっぱりフキを定植するなり、もっと増やさないと。申請書でこういう写真も出ていますけれども、いつ、どこを撮ったのか、いつ撮ったのかということが全くない。去年の更新のときに、安中市農業委員会としては、収穫時の写真を必ず残してくださいという約束をして、それも議事録に残っております。強制ではないですけれどもと言ったら、やりますというお話をされたので、今回もそれが出てくると思ったら、全く出てこない。最後にカボチャの何か洗っているようなところが出ましたけれども、どこで、場所の提示もないし、全く状況が分からない。

こういうことだと、やはり委員としても、安中市の農業委員会として、〇〇さんが営農型で農地を守ってくれているということは非常にありがたいことなのだけれども、現状がちょっと話をしている内容とそぐわない現状があまりにも長く続き過ぎて、1回目の更新って、どなたか言っていましたけれども、1回目の更新ぐらいでしたら、お試し期間ということで改善の余地はあると思うのですけれども、これは3回目の更新ということなので、ここに〇〇さんの所見もありますけれども、ちょっとこれ到底これを了解できるような文章ではないですよね。

ちょっと私、県の会議にも出ているので、先々月、〇〇のほうで〇〇さんが更

新された案件で、人手が足らなかったのも、〇〇から技能実習生を10名対応するというような提示がされていましたが、こちらには全くそういうことに触れていないのですけれども、その辺も含めて私の質問に対してご回答をお願いします。

3 番ほか申請者 申請書のほうには〇〇のほうも、そこにあったわけではなくて、現地で農業委員さんからの人に関する質問がございましたので、それは私のほうが答弁させていただいておりまして、現在〇〇の実習生が15名、〇〇の〇〇のところにあります弊社の宿泊施設のほうで、去年の10月から雇用のほうをいたしました。それで、ちょっと人手が足りない。募集しても地域の方も農業を1日フルというとなかなか集まらないという状況が続いておりましたので、〇〇から実習生のほうを招いて農業に従事していただいているというような状況でございます。

また、前回の更新のときに、先月もお話ししたのですけれども、弊社、随時リクルートとか、そういうところの人員募集ということで掲載のほうをしております、人員につきましては随時採用して確保しているというような状況でございます。できれば〇〇、〇〇のこの〇〇で1チーム、それでほかのところについても県内5か所ぐらいで5チームぐらいのシルバーさんでも協力していただければというところで、前回農業委員会さんの出席させていただいたときもご紹介いただければというようなところもございますので、人手が足らなかったということは昨年につきましては事実でございますので、今その確保をして、農業がしっかりできるような体制を取るというところでございます。安中の圃場につきましても、計画的に〇〇のほうで農業をやっていくということで計画のほうを立てているというところでございます。

3 番ほか申請者 先ほど言ったとおり、〇〇の方15名ですか、採用しまして、社員含めまして現在20名で当たらせていただいております。

3 番ほか申請者 今、社員と〇〇の方のところ露地で20名程度というところでございます。あとは地元のパートさんということで、〇〇の〇〇周辺の方につきましてはパートさんで60名程度入っていただいております。また、福祉のほうの関係で50名以上、障害者雇用というふうな形でさせていただいております。とにかく農業委員会さんのご指摘のとおり、3回目の更新で8割要件を満たせというのは非常に、去年の法改正もありまして、ご指摘いただいて、弊社として8割収穫できるように本当に取り組んでいかなければならないというところ

をしっかりとできる農業法人という形で取り組んでいきたいというところがございます。それにはマンパワー、人のほうを確保しまして、農業のほうをしっかりとやって8割要件をというところで行っているところがございますので、またいろいろとご指導のほうをお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

17番委員　ちなみに、ではこのフキに関しては、今春、今年の春は増殖、定植はされない計画ですか。このままいくのですか。

3番ほか申請者　すみません。発芽のほうがようやくしてきましたので、一旦様子見というか保留ということで考えていたのですけれども、状況に応じましては、ご指摘にありました補植が必要になってくるのかなというところは検討に入れねばならないかなと思っております。

17番委員　では、補植はしない前提ということですね。様子を見ながらということだから、補植が計画に入っているわけではなくて、このまま出ればそのままいくということですね。

3番ほか申請者　はい。

17番委員　分かりました。

議　長　ほかに。

委　員　なし。

議　長　なければ打ち切ります。どうもご苦労さまでした。

（議案第1号3番案件及び議案第3号12番案件申請者退出）

議　長　次に、議案第1号、4番の申請者から説明を求めます。

（議案第1号4番案件申請者入場・着席）

事務局　それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

4番申請者　私ども〇〇株式会社と申します。私が代表取締役の〇〇と申します。隣にるのが取締役の〇〇でございます。また、私たち〇〇は、パートナー企業としまして〇〇とパートナー提携を結んでおりますので、その〇〇の以上3名で本日はお伺いをさせていただいております。よろしくお願いいたします。

私のほうから申請内容について簡単にご説明をさせていただきますが、まず我々の企業についてご説明をさせていただければと思っております。私ども〇〇は、1月17日に設立されたばかりの会社でございます。母体としましては、〇〇という四十数社に及びますグループ企業の1社ということになっております。我々は〇〇ですけれども、1909年に〇〇を祖業といたしまして創業い

たしました会社でございます。現在、東証プライムのほうに上場をしている企業グループでございますが、ガス事業のほか住宅事業、また建設関係の事業、それから変わったところでは輸入車販売、またアニマルヘルスケア、ホテルやレストランの運営と、そういった多岐にわたった営業をさせていただいておる企業でございます。

本社は、〇〇にございますが、全国各地に展開をいたしておりますが、この関東地方におきましても、三十数社が拠点を構えている状況になっておりまして、一番近くでいきますと、〇〇のほうに〇〇という会社がございますが、そこらは畜産業の動物医薬品の販売などをさせていただいているところでございまして、〇〇を中心にこういった安中市も含めて畜産事業のほうのお手伝いをさせていただいている、そんな会社でございます。

今回、我々農業のほうに事業を展開させていただくことをしておるわけなのですが、そのきっかけとしましては、我々〇〇というものが、こちら安中市も同様、農業が非常に盛んな地域でございまして、地域産業の活性化というものが我々の企業グループとしてのミッションであるというふうに考えておりまして、地域の産業である農業をもっともっと盛り上げていこうと、そんなことで農業に対する様々な取組を現在も進めておるところでございしますが、やはりそういった活動の中で、我々自身が生産をするということを行うことが、いろんな活動における説得力につながっていくであろうということで、農業生産というものに取組をしようということで会社のほうを立ち上げさせていただいた次第でございます。

今回、この安中市〇〇におきまして、農地を借り受けまして事業を展開するというところでございますが、当該土地につきましては、非常に土壌もよく、また気候も風土もよくということで、いろんなところからご紹介をいただく中で、地域の皆様とも意思を疎通しながら、お互いに協力関係の下に進めていこうということで合意がなされているところでございますので、この安中市における農業事業を我々の第1弾の取組として進めようということで決断をさせていただき、今回の申請に至ったというところで背景のほうはご理解いただければなというふうに思っております。

まだ我々〇〇は、〇〇というグループが農業そのものには知見を持っていないというところがございしますので、かねてより〇〇さんという果樹栽培においては非常に力のある企業グループさんと一緒になってやっていこうということで、

いろんな知見をいただけるということで、我々も心強く思っているところでございます。農業経験がない中ではございますが、パートナーの力をしっかりと借りながら、この地域における農業生産、またひいては日本国としての食料自給というところに少しでも貢献できればなというふうに考えているところでございます。

この農業事業ですけれども、やはり耕作放棄地であるとか遊休農地、そういったところの改善にもつながることによって、また就農人口の減少というところに対しましても、我々企業がこうした企業としての農業を行うことによって、就農機会の促進、そういったことも図っていただけるのではないかとというふうに考えておきまして、こういったこともまた日本の農業の力のさらなる向上に向けての取組として貢献できるのではないかとというふうに考えているところでございます。

では、具体的に安中市で何をやるかというところでございますが、安中市の圃場におきましては、キウイの生産を進めていきたいというふうに考えております。現在、圃場面積としましては、11ha余りを地元の地権者の皆様と貸付けについて合意を得ているというようなところでございます。棚面積にしますと約8haという規模感になろうかというふうに思っております。当地におきましては、水のほうも水利権、しっかり問題なく水をちゃんとお借りできる、使うことができるということも既に現地のほうとは話がついているというところでございます。地元のところですね、賃貸借につきましては、1反当たり2万円で年間借受けをするということでお話を進めておきまして、その点についても合意をいただいているところでございます。期間につきましては、20年間の賃貸借契約を結ばせていただくこととなっております。

農地の開園時期につきましては、この後、来年度、補助金申請をしまして、その補助金採択が行われた後に造成開始ということになりまして、植え付け終了後の開園が2027年3月の想定をさせていただいているところでございます。キウイですので、作付から2年ないし3年は実がならないというところでございますので、3年目が第1の収穫時期というふうに捉えておきまして、最大収量になるのがその2年後、開園から5年たった時点が最大の収量になってくるというふうに認識をしておきまして、240tを出荷可能かというふうに現在想定をさせていただいているところでございます。

収支につきましても、その240tの出荷につきましては、全て〇〇が持つ流

通経路に乗せるということになっておりますので、〇〇のほうへ売って、その対価を我々が得るといような形になっております。市場に対する販路につきましては、スーパーであるとか様々なチャネルを持っておりますので、販売については問題ないというふうに考えております。また、〇〇のほうでも追熟施設等も設けているというところがございますので、そちら流通ルートについてもニーズ等を保ちながら乗せていくことができるというふうに考えております。あとは、大体240tの収量でいきますと、年間最大で約1億程度の売上げになってまいります。そこに対して生産経費のほうが約6,000万ほどかかってくるということで、営業利益としましては大体3,000万強というところを現在見込んでいるということで、そちらについても経営基盤としては問題ない水準として運営できるものというふうに現在考えております。

また、当初の設備投資につきましては、弊社グループのグループファイナンスを活用した形で行ってまいります。上場企業ならではの潤沢な資金をしっかりと使いながら農業基盤をつくっていくということで現在考えているところでございます。

そのほかでいきますと、あと我々現地への職員の配置につきましては、通年で3名は正社員として配置、また作業従事者の方ということで、現地の方々に募りまして、現地採用をしていくというふうなことで雇用についても我々としては貢献できるのかなというふうに思っております。正社員については、既存のグループ社員のほうから1名ないし2名、また現地での採用を現在予定しておりますが、1名ないし2名を採用して正社員とするということで考えているところでございます。

今回ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、11haの賃貸借ということになっておりますが、そのうち基本的には中間管理機構さんを通しての契約ということになってございますが、一部14筆につきましては、この第3条で農地契約をさせていただいて、権利確定をさせた上で話を進めていきたいということで、今回の第3条第1項規定による許可申請ということに至っているというところでご理解をいただければなと思っております。

現在、現地については、ほぼほぼ営農が行われていない状況ではございますが、一部コンニャク農家さん、またネギ農家さんが生産を行っているというところがございますが、この2月末をもって当該地も契約が終了しているということを確認をしておりますので、我々が参入することについては法的なとこ

ろでは問題ないかなというふうに考えております。

その後、この借受けをしまして、園地の開園に至るまでの期間につきましては、我々が責任を持って農地の管理、雑草の刈り取りであるとか、あるいは地域の皆様が使っておられる用水路の整備等についても我々としてもしっかり参画をして、地域とともに農業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

ちょっと雑駁な説明になったかと思いますが、以上で我々の申請内容の説明とさせていただきます。いろいろとご質問あるかと思いますが、よろしく願いいたします。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

15番。

15番委員 15番です。今日はヒアリングご苦労さまです。私、現地の地域の農業委員をやっております。キウイフルーツ、私も多少農業やっていますが、キウイフルーツに関しては全く素人なものです。先行して〇〇の〇〇でやっているということで、先週私、見学に行ってきました。1時間ほど現地の〇〇の方に説明を受けてきたものなのですが、いずれにしても〇〇の〇〇のほうも約10ha、規模としては同じくらいかなというふうなことで、むしろ〇〇よりも今回の安中市の圃場のほうが条件はいいのではないかなと思います。どういうことかというと、〇〇のほうは田んぼの谷地と、あと上の丘陵地で大きく3つにエリアが分かれています。〇〇の方の説明ですと、道造りもやっていたということで、むしろ条件はこちらのほうがいいのかなという感じで見てまいりました。

それで、いろいろ施設もかなり大がかりで、これは初期投資がかなり必要かなと思って帰ってきたのですが、簡単に言えば、ブドウ棚をつくるような感じでしょうか。プラス散水施設がちょっと必要かなと。それとあと、相変わらず獣害ですね。獣の害を未然に防ぐためのネット、あと防風のネットですね。こういったところがプラスアルファで、一般的にブドウ棚ですとちゃんとつくれば1反当たり100万、200万かかると言われているので、その10ha分という結構初期投資が必要かなと。〇〇のほうは幹線、〇〇という水系なのですが、利根川の一大支流ですが、〇〇の用水路が暗渠で通る、園地のところを斜めにですね。それをポンプアップして散水するのだということで、これ

は大変だなと思って、それに比べてうちのほうの地区は、しっかりした用水が県道に並行してありますので、水のほうはいいのかなと思っております。

それで、あと繰り返しますが、初期投資ですね。これが実は〇〇さん、ホームページも一生懸命先週見てきたのです。あと〇〇さんもホームページ見て、なかなか若い方が多くてやる気十分かなと思って、ホームページに関しては見てきたのですけれども、〇〇のミートアップのあれでも発表されていましたね。意気込みはかなり感じられるのと、あと〇〇自体の規模感といいますか、そういうのは感じましたけれども、ただ企業もいろいろあって、独立採算だよと言われてしまうとつらいところがあるのではないかなと思います。いや、独立採算かどうか分かりませんが。

それと、あとここはちょっと把握しておいてほしいのですが、ここは安中市で、先ほどの先行しているほうのキウイの園地は〇〇ですね。それで、残念ながら、〇〇と安中市では財政規模が違いまして、いろいろな補助金も確かにあるのですが、一桁違うと思って考えていただきたい。例えば6次産業化にしても、〇〇は、私も6次産業化の補助金を得たのですが、〇〇では最大で1,000万までもらえます。安中市では最近はどういうふうなことだか分かりませんが、100万しかもらえません。ということで、ちょっと資金繰りが、補助金をどの程度当てにされているか分かりませんが、あまり期待しないほうがいいのではないかなと、そう思います。そんなところです。

今日の質問は、3つほど用意してきたのですが、実際収穫を得て収入を得るまで5年間最低でもかかるということでの資金がショートしない説明をいただきたいということです。

あと、〇〇さん、今年の1月に立ち上げた会社ですので、農業経験者、どの程度スタッフをそろえられるのかということです。

あと、地元の水利組合があるのですが、この連中と仲よくしてもらいたい。仲よくというのはいろいろあるのですけれども、水利組合にももちろん加入してもらって、トラブルのないようにお願いしてもらいたい。これは下流域での、まだ田んぼをやっている人もおりますので、そういうところをちょっと今日は質問したいと思います。

4番申請者 ご質問ありがとうございます。まず、資金につきましてですが、説明の中でも申し上げましたとおり、グループファイナンスで行っていくということで、グループの中でいろんな会社がありますが、その中で資金を融通し合いながら資

金手当てをしていくというふうになっておりますので、先ほどご指摘いただいたような、各社、各社は決算としては独立採算にはなりますけれども、資金面での流動性はグループ内で流動性を高めて行っていくということでございますので、その辺については特段ご心配いただく必要はないのかなというふうに考えております。今回の〇〇の立ち上げにつきましても、〇〇から100%出資をいただいて立ち上げているというところでございますし、開園から収穫、最初の収入が得られるまでの期間、資金ショートにつきましても、それもないようにグループのほうから借受けをするということについては、既に確約を得ているというところでございますので、資金繰りについては何ら心配はないというふうに考えております。

農業経験者につきましてですが、グループの中、先ほども弊社グループが〇〇に本拠を構えているというところでございますが、地域が営農地域ということでございまして、兼業で携わっている者あるいはご実家が農家であるというようなこと、そういった形で農業経験を持った者も多数おります。今回正社員として、開園までに準備していくに当たりましては、グループ内で公募をかけて、営農経験などを見ながら正社員登用、現地での登用を考えていくということで現在計画をしておりますので、農業経験についても問題ないかなというふうに思います。ただ、果樹、またキウイという特定の作物に対しての経験があるかというところについては、なかなかちょっと担保が難しいのかなというふうに思っておりますので、そこにつきましてはパートナー企業であります〇〇さんの知見をお借りして、伴走支援をいただきながら、現地で営農技術、知見を高めていくというふうに考えてございます。

最後、水利組合との関係ということでございますが、既に何度か接触をさせていただいております、既に水を使わせていただくということについては合意をさせていただいているところでございます。来年3月、約1年後になりますが、正式に使用の許可というような形になるのかなというふうに思っておりますので、そこに向けてのスケジュールについても合意が取れているというところでございますので、我々としても仲よく一緒に手を携えながらやっていけたらなというふうに思っておりますし、やはり水路の保全管理というところも非常に重要なことかなというふうに思っておりますので、そこら辺についても我々としてもしっかりと一緒になって取組を進めていきたいなというふうに思っております。

また、園地で使う水の量につきましても、現在水路を流れる水量に対して、そんなに影響の大きいものではないというふうに水利組合さんのほうからもご了解をいただいているというところでございますので、下流域に対する影響ということもないのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

議 長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。

どうも本日はご苦労さまです。先ほど資料を見ていたら、〇〇でもう既に定植は終わっているのですか。

4番申請者 定植は終わっています。〇〇さんで。

17番委員 ああ、そうですか。そちらは3年後はもう楽しみですね。ぜひ安中市農業委員会としまして、こういった新規での営農に対しては非常にバックアップをさせていただきたいと思っておりますので、地元の委員さん、15番の方からいろんな質問もあったり、要望もあったと思うのですがけれども、群馬県には普及員というのがいます。ここは〇〇で、〇〇に分所がありまして支所がありまして、果樹の専用の普及員もおりますので、農協は普及員はないよね。

15番委員 有資格者はいますけれども。

17番委員 群馬県のそういった資格保持者、見識を持っている者がおりますので、そういったものもぜひ有効に利用していただいて、もちろんパートナー企業さんの見識も使っていただいて、ぜひこの事業が成功するように、要望がありましたら事務局を通して農業委員会のほうにも要望を出していただければ、可能な限りご協力させていただきたいと思っておりますので、期待しています。

4番申請者 ありがとうございます。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。どうもご苦労さまでした。

(議案第1号4番案件申請者退出)

議 長 それでは、ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2:48)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2:55)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第 1 号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 7 番です。1 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、1 番から 2 番の 2 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 9 番です。2 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、3 番の 1 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

また、3 番については、許可ですが、申請は 3 年間の更新なのですけれども、これは収量とか管理とかそのへんがいまいちなので、更新の期限を 1 年としたいと思います。

以上です。

議 長 3 班。

3 班班長 1 4 番です。3 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、4 番から 5 番の 2 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 1 号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第 1 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 7番です。1班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、2番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 14番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、3番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 7番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から6番の6件です。及び計画変更の1番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 9 番です。2 班に付託された議案第 3 号、農地法第 5 条関係は、7 番から 13 番の 7 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

そのほかといたしまして 12 番です。12 番については、許可更新年数を今までは 3 年だったのですけれども、管理状況等により 1 年が妥当と思われます。以上です。

議 長 3 班。

3 班班長 14 番です。3 班に付託された議案第 3 号、農地法第 5 条関係は、14 番から 19 番の 6 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 3 号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第 3 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、日程第 6、議案第 4 号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案のうち、1、利用権設定関係の番号 1 番は、3 番委員が農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項、議事参与の制限規定に該当するため、番号 1 番を案件 1、番号 2 番から 32 番を案件 2 として、2 回に分けて審議いたします。

初めに、案件 1 を議題とします。本件は、3 番委員が農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、3 番委員の退室を求めます。

（3 番委員退場）

議 長 それでは、案件 1 について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条（令和 4 年 5 月 2 7 日法律第 5 6 号）の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、1、利用権設定関係、議案書 1 0 ページ番号 1 番記載の 1 件です。改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願います。

議 長 説明が終わりました。

案件 1 について質問がありましたらお願いします。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

お諮りします。案件 1、農用地利用集積計画の承認についての 1、利用権設定関係 1 番について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 4 号のうち、農用地利用集積計画の承認についての 1、利用権設定関係の 1 番は、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

ここで 3 番委員の入室を許可します。

（3 番委員入場）

議 長 それでは、次に案件 2 について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条（令和 4 年 5 月 2 7 日法律第 5 6 号）の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、1、利用権設定関係、議案書 1 0 ページの 2 番から 3 2 番の 3 1 件です。改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願います。

議 長 説明が終わりました。

案件 2 について質問がありましたらお願いします。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

お諮りします。案件２、農地利用集積計画の承認についての１、利用権設定関係の２番から３２番について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第４号のうち、農用地利用集積計画の承認についての１、利用権設定関係の２番から３２番は、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

次に、日程第７、議案第５号、農業委員会職員の任免についてを議題とします。本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第５号、農業委員会職員の任免について。令和７年４月１日付け、安中市職員人事異動に伴う下記職員の任免について、農業委員会等に関する法律第２６条第３項の規定に基づき同意を求めます。

令和７年３月２５日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議 長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第５号、農業委員会職員の任免については、原案のとおり承認することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和７年第３回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

時に午後 ３時１１分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和7年3月25日

安中市農業委員会会長

6番委員

12番委員